第一項の表一八六の項を次のように改める。

一八六	削除

二十一　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇七の項を次のように改める。

207	削除

第一項の表二四七の項及び二四八の項を次のように改める。

247	削除
248	削除

第一項の表二五四の項を次のように改める。

254	削除

第一項の表三二七の項を次のように改める。

327	削除

第一項の表四九七の項を次のように改める。

497	削除

第一項の表五六九の項を次のように改める。

569	削除

第一項の表六一五の項を次のように改める。

615	削除

第一項の表六五一の項及び六五二の項を次のように改める。

651	削除
652	削除

第一項の表六五七の項を次のように改める。

657	削除

第一項の表七四三の項を次のように改める。

743	削除

第一項の表七七八の項を次のように改める。

778	削除

第一項の表八二三の項を次のように改める。

823	削除

第一項の表八四四の項を次のように改める。

844	削除

二十二　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九三の項を次のように改める。

93	削除

第一項の表一一三の項を次のように改める。

113	削除

第一項の表一二六の項を次のように改める。

126	削除

第一項の表三四六の項を次のように改める。

346	削除

二十三　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六七の項を次のように改める。

167	削除

二十四　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七九の項を次のように改める。

179	削除

二十五　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項及び三〇の項を次のように改める。

29	削除
30	削除

二十六　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六五の項を次のように改める。

65	削除